

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年11月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月11日から同年12月1日まで

私は、申立期間にA社本店から同社B支店に転勤したが、その期間に厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年11月11日にA社本店から同社B支店へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

熊本厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで

私は、昭和57年1月1日に関連会社へ異動したが、申立期間について、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の取締役会議事録の記載内容から判断すると、申立人は同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和57年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和57年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを56年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る56年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から4年3月まで

20歳になる前、国民年金に関するはがきを送られて来たときに、加入しておいた方がいいと母から強く勧められ、役場で加入の手続を行った。申立期間の保険料は役場か近くの郵便局で納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月頃にA町役場（当時）で国民年金の任意加入の手続を行い、毎月又は2か月ごとに保険料を納付した旨の主張をしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、平成3年10月以降にB市において払い出されたものと推認できる上、申立人が保管する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日は平成3年4月1日と記載されており、2年*月頃に加入手続を行ったという申立人の主張は不自然である。

また、申立期間のうち平成3年3月以前は、国民年金の未加入期間であったことから、保険料は納付できなかったものと考えられ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料については、役場又は近くの郵便局で納付したと主張しているが、申立期間当時、A町及びB市の指定金融機関に郵便局は含まれていなかったことから、当該期間において郵便局では保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 975 (事案 432 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 20 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成 6 年 6 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで

申立期間のうち、いつかは明確に覚えていないものの、A社(後に、B社に改称)に採用され、C店のD業務を行っていたが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、私の同社での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私は正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) B社は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管していないこと、ii) 当時、A社の営業部に所属していたD業務担当者は、D業務に従事していた社員は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している上、B社は、A社の退職者管理台帳を見ると、申立人を含めてD業務に従事していた社員の「保険証」及び「健保」の欄に「×」印が付されていることから、申立人は厚生年金保険への加入も無かったと思うと回答していること、iii) 当時のC店の店長は、申立人のことを記憶しておらず、厚生年金保険料の控除に関する供述が得られないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 12 日付けの年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間①において正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと再度申し立てているものであるが、

当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、現在、A社の資料を引き継いでいるE社は、申立人の退職者管理台帳等の勤務実態を確認できる資料は無いと回答しており、申立人はC店で勤務していた同僚の名前を覚えておらず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除の状況に関する資料及び供述が得られない。

また、F市役所は、申立期間②に申立人が国民健康保険に加入していたと回答している上、当該期間のうち、平成6年9月13日から7年3月11日までの期間については、公共職業安定所の記録から、申立人は求職者給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。